

ID: 175

担当部署: みどり環境部 環境政策課

処分の概要	団体登録の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	エコプラザ西東京条例施行規則 第7条		
例 規 番 号	平成20年規則第20号		
【根拠条文】 (団体登録の更新) 第7条 団体登録の更新は、団体登録の有効期限が満了する日の3月前から行うことができる。 2 第3条第1項の規定は、団体登録の更新について準用する。この場合において、同項中「団体登録の申請」とあるのは「団体登録の更新の申請」と、同項第1号中「エコプラザ西東京団体登録申請書(様式第1号)」とあるのは「エコプラザ西東京団体登録更新申請書(様式第5号)」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日